



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 28 日

志布志市長 下 平 晴 行



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

夏井区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 2 月 15 日

3. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	88.5 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	44.4 ha
③ 地区内における 70 才以上の農業者の耕作面積の合計	10.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.6 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.4 ha

4. 対象地区の課題

農地所有者及び耕作者の高齢化により、営農リタイア者が増えてきており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が増加することから、新たな担い手の確保が必要。

営農リタイア者の農地が耕作放棄地とならないよう、地区内の中心経営体へと、速やかに引き継ぎ出来るような仕組み作りが必要。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

夏井区の農地利用は、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

6. 中心経営体

法人	13 経営体
個人	8 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

7. 方針を実現するために必要な取組に関する方針

(1) 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、39 筆、66,638 m<sup>2</sup> となっている。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

(3) 耕作放棄地発生防止の取組方針

話し合い活動を活発に行い、耕作を辞める農地を速やかに中心経営体が耕作できるよう、所有者、耕作者間で情報共有し、地区内の耕作放棄地の発生を防止する仕組みづくりを行う。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 28 日

志布志市長 下平晴行



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東、志布志区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 2 月 15 日

3. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	149.7 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	74.9 ha
③ 地区内における 70 才以上の農業者の耕作面積の合計	12.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.2 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.2 ha

4. 対象地区の課題

農地所有者及び耕作者の高齢化により、営農リタイア者が増えてきており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が増加することから、新たな担い手の確保が必要。

農地への連絡路が大型機械が通るには狭い、排水がハウスに適していないなど整備が必要。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

東、志布志区の農地利用は、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

6. 中心経営体

法人	13 経営体
個人	14 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

7. 方針を実現するために必要な取組に関する方針

(1) 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、55 筆、94,733 m<sup>2</sup> となっている。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

(3) 基盤整備の取組方針

話し合い活動を行い基盤整備や土地改良を行うために、土地所有者への理解を進め、所有者、耕作者の連携を強化していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 28 日

志布志市長 下平晴行



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

安楽区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 2 月 15 日

3. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	264.8 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	160.2 ha
③ 地区内における 70 才以上の農業者の耕作面積の合計	41.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	21.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5.6 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	15.1 ha

4. 対象地区の課題

農地所有者及び耕作者の高齢化により、営農リタイア者が増えてきており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が増加することから、新たな担い手の確保が必要。

安楽区は中山間地域であり、鳥獣被害が課題となっている。また、隣接道路が狭いため、通行困難な場所については、耕作放棄地となることから各種関係機関との連携が必要。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

安楽区の農地利用は、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

6. 中心経営体

法人	20 経営体
個人	27 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

7. 方針を実現するために必要な取組に関する方針

(1) 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、194 筆、216,310 m<sup>2</sup> となっている。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

(3) 鳥獣被害防止対策方針

獣にえさ場と認識させないため、放任果実、収穫の残り物をしっかり処理するとともに隠れ場となる耕作放棄地、茂み、ヤブなどをなくすため、地域住民、農地所有者及び耕作者で協力体制を確立し、鳥獣被害防止対策に取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 28 日

志布志市長 下平晴行



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

帖五区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 2 月 15 日

3. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	278.0 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	154.1 ha
③ 地区内における 70 才以上の農業者の耕作面積の合計	33.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	18.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.0 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.4 ha

4. 対象地区の課題

農地所有者及び耕作者の高齢化により、営農リタイア者が増えてきており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が増加することから、新たな担い手の確保が必要。

相続未登記により、賃貸借契約が難しくなっている農地が増えてきている。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

帖五区の農地利用は、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

6. 中心経営体

法人	19 経営体
個人	32 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

7. 方針を実現するために必要な取組に関する方針

(1) 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、39 筆、60,670 m<sup>2</sup> となっている。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の經營農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

(3) 基盤整備の取組方針

話し合い活動を活発に行い基盤整備や土地改良を行うために、土地所有者への理解を進め、所有者、耕作者の連携を強化していく。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 28 日

志布志市長 下 平 晴 行



記

#### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

森山区

#### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 2 月 15 日

#### 3. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	308.6 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	202.1 ha
③ 地区内における 70 才以上の農業者の耕作面積の合計	51.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	33.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6.8 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	25.1 ha

#### 4. 対象地区の課題

農地所有者及び耕作者の高齢化により、営農リタイア者が増えてきており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が増加することから、新たな担い手の確保が必要。

森山区は中山間地域であり、鳥獣被害が課題となっている。また、耕作放棄地や道路維持など地域や各種関係機関との連携が必要。

#### 5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

森山区の農地利用は、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。また、土地の情報に関しては、農業委員会等の農業関係機関との連携を密にして受けたての農地引き受けを円滑に進め中間管理機構の機能活用を図っていく。

#### 6. 中心経営体

法人	14 経営体
個人	55 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

#### 7. 方針を実現するために必要な取組に関する方針

##### （1）農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、129 筆、187,439 m<sup>2</sup> となっている。

##### （2）農地中間管理機構の活用方針

地域全体の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

##### （3）鳥獣被害防止対策方針

獣にえさ場と認識させないため、放任果実、収穫の残り物をしっかり処理するとともに隠れ場となる耕作放棄地、茂み、ヤブなどをなくすため、地域住民、農地所有者及び耕作者で協力体制を確立し、鳥獣被害防止対策に取り組む。

また、電気柵の設置及び広域的な場合ワイヤーメッシュなどの設置など地域ぐるみの鳥獣害対策を図っていく。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 28 日

志布志市長 下平晴行

記



1. 協議の場を設けた区域の範囲

伊崎田区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 2 月 15 日

3. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	733.1 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	368.0 ha
③ 地区内における 70 才以上の農業者の耕作面積の合計	69.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	42.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.7 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	39.1 ha

4. 対象地区の課題

農地所有者及び耕作者の高齢化により、営農リタイア者が増えてきており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が増加することから、新たな担い手の確保が必要。

耕作放棄地が増えており、そこから有害鳥獣被害が増えている。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

伊崎田区の農地利用は、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

6. 中心経営体

法人	25 経営体
個人	40 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

7. 方針を実現するために必要な取組に関する方針

(1) 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、133 筆、163,340 m<sup>2</sup> となっている。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

(3) 鳥獣被害防止対策方針

獣にえさ場と認識させないため、放任果実、収穫の残り物をしっかりと処理するとともに隠れ場となる耕作放棄地、茂み、ヤブなどをなくすため、地域住民、農地所有者及び耕作者で協力体制を確立し、また、銃や罠の免許の取得を検討するなど鳥獣被害防止対策に取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 28 日

志布志市長 下平晴行



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

山重区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 2 月 15 日

3. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	193.7 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	97.2 ha
③ 地区内における 70 才以上の農業者の耕作面積の合計	12.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.5 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.1 ha

4. 対象地区の課題

農地所有者及び耕作者の高齢化により、営農リタイア者が増えてきており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が増加することから、新たな担い手の確保が必要。

1 筆の面積が小さい、分散している等の立地条件が良くない農地については、生産性向上のため農地の集約が必要。

耕作放棄地が増えており、そこから有害鳥獣被害が増えている。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

山重区の農地利用は、中心経営体が担うほか、入作を希望する市内の認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

6. 中心経営体

法人	8 経営体
個人	21 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

7. 方針を実現するために必要な取組に関する方針

(1) 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、13 筆、25,196 m<sup>2</sup> となっている。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

(3) 鳥獣被害防止対策方針

獣にえさ場と認識させないため、放任果実、収穫の残り物をしっかり処理するとともに隠れ場となる耕作放棄地、茂み、ヤブなどをなくすため、地域住民、農地所有者及び耕作者で協力体制を確立し、鳥獣被害防止対策に取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 28 日

志布志市長 下平晴行



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

新橋区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 2 月 15 日

3. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	472.4 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	246.8 ha
③ 地区内における 70 才以上の農業者の耕作面積の合計	79.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	47.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10.9 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.7 ha

4. 対象地区的課題

農地所有者及び耕作者の高齢化や作物の伝染病等により、営農リタイア者が増えてきており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が増加することから、新たな担い手の確保が必要。

新橋区は中山間地域であり、鳥獣被害が課題となっている。

離農者等が使用していた、家屋・機械等が放置状態となっている。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

新橋区の農地利用は、中心経営体が担うほか、露地野菜の入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

6. 中心経営体

法人	11 経営体
個人	31 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

7. 方針を実現するために必要な取組に関する方針

(1) 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、119 筆、203,361 m<sup>2</sup> となっている。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

(3) 有害鳥獣被害の取組方針

獣にえさ場と認識させないため、放任果実、収穫の残り物をしっかり処理するとともに隠れ場となる耕作放棄地、茂み、ヤブなどをなくすため、地域住民、農地所有者及び耕作者で協力体制を確立し、鳥獣被害防止対策に取り組む。

補助事業を活用し、広域的に電気柵の設置など地域ぐるみでの対策を図っていく。

(4) 放置家屋の取組方針

離農者等が使用していた、放置された家屋や機械を、認定農業者や新規就農者へ貸出や譲渡を行い、放置状態を解消していくとともに地域農業の発展を目指す。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 28 日

志布志市長 下平晴行



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

尾野見区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 2 月 15 日

3. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	578.5 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	445.2 ha
③ 地区内における 70 才以上の農業者の耕作面積の合計	152.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	94.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	17.8 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	17.1 ha

4. 対象地区の課題

農地所有者及び耕作者の高齢化が進み、営農リタイア者が増えてきており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が増加することから、新たな担い手の確保が必要。

狭小地や鳥獣被害、病気など耕作条件の悪い農地があるが、入作が多く、基盤整備や土地改良を進めるにあたり連携が取りづらい。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

尾野見区の農地利用は、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

6. 中心経営体

法人	19 経営体
個人	101 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

7. 方針を実現するために必要な取組に関する方針

(1) 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、210 筆、450,629 m<sup>2</sup> となっている。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

(3) 基盤整備の取組方針

地区としてまとまって基盤整備や土地改良を行うために、入作の耕作者との連携を強化していく。